

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理) (06-6572-2674) 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050) 海務課 (海務) (06-6571-1745)
処分担当名	同上
処分の名称	港湾施設の占用許可
概要	港湾施設のうち臨港道路及び橋梁(以下、「臨港道路等」という。)、鉄道基盤施設、臨港緑地及び運河の占用については、大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例(昭和39年4月1日 条例第76号) 第4条第2項 (https://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則(平成21年3月30日規則第79号) 第5条第2項 (https://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと。 ○「公安及び風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。</p> <p>(2) 施設又は付属設備を損傷するおそれがないこと。 ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることを含みます。</p> <p>(3) 港湾施設において、貨物その他の物件を放置しないこと</p> <p>(4) 運河の占用においては、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 ・運河の構造に障害を及ぼすおそれのないこと ・港湾計画の遂行に支障を与えないこと ・他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと ・航行路及び周辺の交通に支障を及ぼすおそれのないこと ・近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと ・環境を悪化させるおそれがないこと ・申請者が、占用しようとする運河の背後の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該占用区域とその背後の土地を一体として使用するものであること。ただし、次に該当するものはこの限りでない。 ①国、地方公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため占用を行う場合 ②工作物の設置を伴わない暫定的な占用を行う場合 ・土地採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと</p> <p>(5) 管理上支障がないこと 「管理上の支障」とは、占用者等の生命、身体の保護をはじめ、施設の維持・補修、占用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>(6) その他市長が不相当と認める事由がないこと</p> <p>◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	臨港道路等、鉄道基盤施設、臨港緑地の占用については30日、運河の占用については40日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理、緑地管理)、海務課 (海務)
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を施設課 (施設管理、緑地管理) 又は海務課 (海務) へ提出してください。
手数料	臨港道路等及び鉄道基盤施設の占用については1,100円、運河及び臨港緑地の占用についてはなし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理、緑地管理)、海務課 (海務)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000434549.html
備考	